

株式会社NexTone
私的録音補償金分配規程 新旧対照表

(新)	(旧)		備考
NexTone	イーライセンス事業本部	JRC事業本部	
<p>表紙</p> <p><u>2017年4月1日施行</u></p> <p>株式会社 NexTone</p>	<p>新設</p>	<p>新設</p>	<p>表紙を追加</p> <p>施行日を追加</p> <p>社名を追加</p>
<p>第1条(目的)</p> <p>本規程は、株式会社NexTone(以下「NexTone」といいます。)が、著作権等管理事業法(平成12年法律第131号)第11条第1項第5号に規定する事項として、著作権法第30条第2項に定める私的録音録画補償金のうち私的録音に係る補償金(以下「補償金」といいます。)に関して、一般社団法人私的録音補償金管理協会(以下「SARAH」といいます。)の分配規程に基づき、SARAHから一般社団法人日本音楽著作権協会(以下「JASRAC」といいます。)を通じて受領する補償金の分配について、著作権法第21条に定める権利を有するNexToneの委託者(以下「委託者」といいます。)に対する分配方法を定めることを目的とします。</p>	<p>第1条(目的)</p> <p>本規程は、株式会社NexToneイーライセンス事業本部(以下「イーライセンス」といいます。)が、著作権等管理事業法(平成12年法律第131号)第11条第1項第5号に規定する事項として、著作権法(以下「法」といいます。)第30条第2項に定める私的録音録画補償金のうち私的録音に係る補償金(以下「補償金」といいます。)に関して、一般社団法人私的録音補償金管理協会(以下「SARAH」といいます。)の分配規程に基づき、SARAHから一般社団法人日本音楽著作権協会(以下「JASRAC」といいます。)を通じて受領する補償金の分配について、法第21条に定める権利を有するイーライセンスの委託者(以下「委託者」といいます。)に対する分配方法を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 本規程は、株式会社NexTone JRC事業本部(以下「JRC」といいます。)が、著作権等管理事業法(平成12年法律第131号)第11条第1項第5号に規定する事項として、著作権法第30条第2項に定める私的録音録画補償金のうち、私的録音にかかる補償金(以下「補償金」といいます。)に関して、一般社団法人私的録音補償金管理協会(以下「SARAH」といいます。)の分配規程に基づき、SARAHから一般社団法人日本音楽著作権協会(以下「JASRAC」といいます。)を通じて受領する補償金について、著作権法第21条に定める権利を有するJRCの委託者(以下「委託者」といいます。)に対する分配の方法について定めることを目的とする。</p>	<p>事業統合の為、事業本部を削除 (以下同一修正箇所省略)</p>
<p>第2条(分配対象著作物)</p> <p>分配対象著作物は、NexToneとの管理委託契約に基づき、著作権者より補償金の計算対象期間内のオーディオに関する利用許諾(別途NexToneが定める「管理委託契約約款」第2条第1号に定めるところによるものとします。以下同じ。)についての管理を委託されている著作物であって、かつ、当該補償金の計算対象期間内に行われたオーディオに関する利用許諾に基づいてNexToneが使用料を徴収した著作物(以下「分配対象著作物」といいます。)とします。</p>	<p>第2条(分配対象著作物)</p> <p>分配対象著作物は、イーライセンスとの管理委託契約に基づき、著作権者より、補償金の計算対象期間内のオーディオに関する利用許諾についての管理を委託されている著作物であって、かつ、当該補償金の計算対象期間内に行われたレコードに関する利用許諾に基づいてイーライセンスが使用料を徴収した著作物(以下「分配対象著作物」といいます。)とする。</p>	<p>(分配対象著作物)</p> <p>第2条 分配対象著作物は、JRCとの管理委託契約に基づき、著作権者より、補償金の計算対象期間内のレコードに関する利用許諾に関する管理を委託されている著作物であって、且つ当該補償金の計算対象期間内に行われたレコード(但し、JRC管理委託契約約款第2条第3項に定めるものから「ICチップ、半導体メモリ等の記憶媒体」は除くこととする。)に関する利用許諾に基づいてJRCが使用料を徴収した著作物(以下「分配対象著作物」といいます。)とする。</p>	
<p>第3条(分配対象著作権者)</p> <p>分配対象となる関係権利者(別途NexToneが定める「著作物使用料分配規程」第2条第1号に定めるところによるものとします。以下同じ。)は、分配対象著作物の著作権者として、「管理委託契約約款」第2条第1号にかかる私的録音に関する補償金の受領について、NexToneと管理委託契約を締結している著作権者とします。</p>	<p>第3条(分配対象著作権者)</p> <p>分配対象となる関係権利者(著作物使用料分配規程第2条第1号に定めるところによる。以下同じ)は、分配対象著作物の著作権者として、管理委託契約約款第2条第1号にかかる私的録音に関する補償金の受領について、イーライセンスと管理委託契約を締結している著作権者とする。</p>	<p>(分配対象著作権者)</p> <p>第3条 分配対象となる関係権利者(管理委託契約約款第9条第4項に定めるところによる)は、分配対象著作物の著作権者として、管理委託契約約款第2条第4項にかかる私的録音に関する補償金の受領について、JRCと管理委託契約を締結している著作権者とする。</p>	

株式会社NexTone
私的録音補償金分配規程 新旧対照表

<p>第4条（分配期および分配対象補償金） 1. 補償金の分配期および分配対象補償金は、下表のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">分配期</th> <th style="width: 90%;">分配対象補償金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">9月</td> <td>前年度上半期分（4月1日～9月末日）として、6月にJASRACから受領した補償金</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3月</td> <td>前年度下半期分（10月1日～3月末日）として、12月にJASRACから受領した補償金</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 前項の規定にかかわらず、各分配期における補償金の分配額が3,000円に満たない場合は、NexToneは、次期以降の補償金と合算して委託者へ分配することができるものとします。</p>	分配期	分配対象補償金	9月	前年度上半期分（4月1日～9月末日）として、6月にJASRACから受領した補償金	3月	前年度下半期分（10月1日～3月末日）として、12月にJASRACから受領した補償金	<p>第4条（分配期および分配対象補償金） 1. 補償金の分配期および分配対象補償金は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">分配期</th> <th style="width: 90%;">分配対象補償金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">9月</td> <td>前年度上半期分（4月1日～9月末日）として、6月にJASRACから受領した補償金</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3月</td> <td>前年度下半期分（10月1日～3月末日）として、12月にJASRACから受領した補償金</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 前項の規定にかかわらず、各分配期における補償金の分配額が、3,000円に満たない場合は、イーライセンスは、次期以降の補償金と合算して委託者へ分配することができる。</p>	分配期	分配対象補償金	9月	前年度上半期分（4月1日～9月末日）として、6月にJASRACから受領した補償金	3月	前年度下半期分（10月1日～3月末日）として、12月にJASRACから受領した補償金	<p>（分配期及び分配対象補償金） 第4条 補償金の分配期及び分配対象補償金は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">分配期</th> <th style="width: 90%;">分配対象補償金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">9月</td> <td>前年度上期(4月1日～9月30日)分として、6月にJASRACから受領した補償金</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3月</td> <td>前年度下期(10月1日～3月31日)分として、12月にJASRACから受領した補償金</td> </tr> </tbody> </table>	分配期	分配対象補償金	9月	前年度上期(4月1日～9月30日)分として、6月にJASRACから受領した補償金	3月	前年度下期(10月1日～3月31日)分として、12月にJASRACから受領した補償金	
分配期	分配対象補償金																				
9月	前年度上半期分（4月1日～9月末日）として、6月にJASRACから受領した補償金																				
3月	前年度下半期分（10月1日～3月末日）として、12月にJASRACから受領した補償金																				
分配期	分配対象補償金																				
9月	前年度上半期分（4月1日～9月末日）として、6月にJASRACから受領した補償金																				
3月	前年度下半期分（10月1日～3月末日）として、12月にJASRACから受領した補償金																				
分配期	分配対象補償金																				
9月	前年度上期(4月1日～9月30日)分として、6月にJASRACから受領した補償金																				
3月	前年度下期(10月1日～3月31日)分として、12月にJASRACから受領した補償金																				
<p>第5条（分配手数料の控除） NexToneは、JASRACより受領した補償金の10%以内でNexToneが定める料率を、分配手数料として控除します。</p>	<p>第5条（分配手数料の控除） イーライセンスは、JASRACより受領した補償金の10%以内でイーライセンスが定める料率を分配手数料として控除する。</p>	<p>（管理手数料） 第10条 JRCは、JASRACより受領した補償金の5%を分配手数料として控除する。</p>																			
<p>第6条（著作権者分配金） JASRACより受領した補償金から、前条に定める分配手数料を控除した額を著作権者分配金とします。</p>	<p>第6条（著作権者分配金） JASRACより受領した補償金から、第5条に定める分配手数料を控除した額を著作権者分配金とする。</p>	<p>（著作権者分配金） 第11条 JRCは、JASRACより受領した補償金を著作権者分配金とする。</p>																			
<p>第7条（関係権利者の確定） 1. 分配対象著作物の関係権利者は、下表の関係権利者の確定基準日における権利関係に基づき確定するものとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">分配期</th> <th style="width: 90%;">関係権利者の確定基準日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">9月</td> <td style="text-align: center;">3月31日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3月</td> <td style="text-align: center;">9月30日</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 前項に定める関係権利者の確定は、関係権利者の確定基準日の10日前までに提出された著作権資料（「著作物使用料分配規程」第2条2号に定めるところによるもの）とする。</p> <p>3. 著作権資料がないなどの理由により、NexToneが本条第1項に定める確定基準日までに関係権利者を確定することができないときは、NexToneは補償金の分配を保留することができるものとします。</p>	分配期	関係権利者の確定基準日	9月	3月31日	3月	9月30日	<p>第7条（関係権利者の確定） 1. 分配対象著作物の関係権利者は、下表の関係権利者の確定基準日における権利関係に基づき確定する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">分配期</th> <th style="width: 90%;">関係権利者の確定基準日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">9月</td> <td style="text-align: center;">3月31日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3月</td> <td style="text-align: center;">9月30日</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 前項の確定は、関係権利者の確定基準日の10日前までに提出された著作権資料（著作物使用料分配規程第2条2号に定めるところによる。以下同じ）によるものとする。</p> <p>3. 著作権資料がないなどの理由により、イーライセンスが第1項に定める確定基準日までに関係権利者を確定することができないときは、補償金の分配を保留する。</p>	分配期	関係権利者の確定基準日	9月	3月31日	3月	9月30日	<p>（分配金受領者の確定） 第6条 分配対象著作物の分配金受領者の確定基準日は下表のとおりとし、JRCは各分配期の確定基準日における分配金受領者に分配する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">分配期</th> <th style="width: 90%;">分配金受領者の確定基準日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">9月</td> <td style="text-align: center;">6月30日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3月</td> <td style="text-align: center;">12月31日</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 各分配期における分配金受領者の確定は、前項で定める確定基準日の10日前までに提出された著作物資料によるものとする。</p> <p>3 著作物資料がないなどの理由により、JRCが本条第1項に定める確定基準日までに分配金受領者を確定することができないときは、補償金の分配を留保する。</p>	分配期	分配金受領者の確定基準日	9月	6月30日	3月	12月31日	
分配期	関係権利者の確定基準日																				
9月	3月31日																				
3月	9月30日																				
分配期	関係権利者の確定基準日																				
9月	3月31日																				
3月	9月30日																				
分配期	分配金受領者の確定基準日																				
9月	6月30日																				
3月	12月31日																				
<p>第8条（分配率） 分配対象著作物の関係権利者に対する分配は、作品届提出時に委託者が届け出た分配率に従うものとします。</p>	<p>第8条（分配率） 分配対象著作物の関係権利者に対する分配は、作品届提出時に委託者が届け出た分配率に従うものとする。</p>	<p>（分配率） 第7条 分配対象著作物の関係権利者に対する分配は、作品届提出時に委託者が届け出た分配率に従うこととする。</p>																			
<p>第9条（分配点数） 分配対象となる各著作物について、以下の各号に掲げる点数を付与し、それぞれの点数を乗じて得た積をその著作物の分配点数とします。 (1) 基礎点数 分配対象者の取分の和 / 全関係権利者の取分の和 (2) 出庫数 録音の分配資料における「出庫数」または「製造数」</p>	<p>第9条（分配点数） 分配対象となる各著作物について、次の各号に掲げる点数を付与し、それぞれの点数を乗じて得た積をその著作物の分配点数とする。 (1) 基礎点数 分配対象者の取分の和 / 全関係権利者の取分の和 (2) 出庫数 録音の分配資料における「出庫数」または「製造数」</p>	<p>（分配点数） 第8条 分配対象となる各著作物について、次の各号に掲げる点数を付与し、それぞれの点数を乗じて得た積を当該著作物の分配点数とする。 (1) 基礎点数 分配対象者の取分の和 / 全分配金受領者の取分の和 (2) 出庫数 レコードの分配資料における「出庫数」又は「製造数」</p>																			

株式会社NexTone
私的録音補償金分配規程 新旧対照表

<p>第 10 条 (分配計算) 1. 各著作物に対する分配額は、以下に掲げる算式により算出します。</p> $\frac{\text{著作権者分配金の額}}{\text{分配対象となるすべての著作物の分配点数の和}} \times \text{各著作物の分配点数}$ <p>2. 関係権利者に対する分配額の算出は、前項により算出した結果について、各著作物単位の分配額を集計した後、第8条に定める分配率に基づき行うものとします。</p>	<p>第 10 条 (分配計算) 1. 各著作物に対する分配額は、次に掲げる算式により算出する。</p> $\frac{\text{著作権者分配金の額}}{\text{分配対象となるすべての著作物の分配点数の和}} \times \text{各著作物の分配点数}$ <p>2. 関係権利者に対する分配額の算出は、前項により算出した結果について、各著作物単位の分配額を集計した後、第8条に定める分配率に基づき行う。</p>	<p>(分配計算) 第 9 条 各著作物に対する分配額は、次に掲げる計算式によって算出する。 各著作物に対する分配額=(著作権者分配金の額 / 分配対象となる全ての著作物の分配点数の和)×各著作物の分配点数</p> <p>2 分配金受領者に対する分配額の算出は、前項により算出した結果について、各著作物単位の分配額を集計した後、第 7 条に基づき行う。</p>	
<p>第 11 条 (分配資料) 分配対象著作物および第9条の分配点数は、NexToneが著作物使用料の管理を行った結果として保持する機械的処理記録に基づいて確定し、補償金の分配に用いる資料とします。</p>	<p>第 11 条 (分配資料) 分配対象著作物及び第9条の分配点数は、イーライセンスが著作物使用料の管理を行った結果として保持する機械的処理記録に基づいて確定し、補償金の分配に用いる資料とする。</p>	<p>(分配資料) 第 5 条 第 2 条の分配対象著作物及び第 8 条の分配点数は、JRC が著作物使用料の管理を行った結果として保持する機械的な処理記録に基づいて確定し、補償金の分配に用いる分配資料とする。</p>	
<p>第 12 条 (次期分配資金への繰入れ) 第10条の分配計算に際して生ずる1円未満の計算端数金は、次の分配期において、著作権者分配金に繰入れるものとします。</p>	<p>第 12 条 (次期分配資金への繰入れ) 第10条の分配計算に際して生ずる1円未満の計算端数金は、次の分配期において、著作権者分配金に繰入れるものとする。</p>	<p>(次期分配資金への繰入れ) 第12条 第9条の分配計算に際して生ずる1円未満の計算端数金は、次の分配期において、著作権者分配金に繰入れることとする。</p>	
<p>第 13 条 (支払計算書等の交付および送金) 補償金の分配にかかる支払計算書等の交付および送金は、毎年9月および3月に行う著作物使用料の分配に併せて行うものとします。</p>	<p>第 13 条 (支払計算書等の交付及び送金) 補償金の分配に係る支払計算書等の交付及び送金は、毎年9月及び3月に行う著作物使用料の分配に併せて行うものとする。</p>	<p>(支払計算書等の交付及び送金) 第 13 条 補償金の分配に係る支払計算書等の交付及び送金は、毎年 9 月及び 3 月に行う著作物使用料の分配に合わせて行うものとする。</p>	
<p>第 14 条 (分配結果の報告) NexToneは、補償金の分配を行った結果について、毎事業年度の終了後45日以内にJASRACに報告書を提出するものとします。</p>	<p>第 14 条 (分配結果の報告) イーライセンスは、補償金の分配を行った結果について、毎事業年度の終了後45日以内に、JASRACに報告書を提出するものとする。</p>	<p>(分配結果の報告) 第 14 条 JRC は、補償金の分配を行った結果について、毎事業年度終了後 45 日以内に、JASRAC の定める内容により JASRAC に報告書を提出するものとする。</p>	
<p>第 15 条 (規程の変更) 本規程の変更手続については、「管理委託契約約款」第18条に定める変更手続の規定を準用します。当該手続に基づき本規程を変更した場合は、NexToneはJASRACに変更後の規程を届け出るものとします。</p>	<p>第 15 条 (規程の変更) 本規程の変更手続については、イーライセンスの管理委託契約約款第13条に定める管理委託契約約款の変更手続の規定を準用する。当該手続に基づき本規程を変更した場合は、イーライセンスはJASRACに届け出なければならない。</p>	<p>(本規程の変更) 第 15 条 本規程の変更手続については、JRC の管理委託契約約款第 16 条に定める管理委託契約約款変更手続の規定を準用する。当該手続に基づき本規程を変更した場合は、JRC はその内容について JASRAC に速やかに届け出るものとする。</p>	
<p>第 16 条 (用語の定義) 本規程に用いられている用語の定義は、本規程に特に規定する場合を除くほか、「管理委託契約約款」の定めるところによるものとします。</p>	<p>第 16 条 (本規定に用いられている用語の定義) 本規程に用いられている用語の定義は、本規程に特に規定する場合を除くほか、イーライセンスの管理委託契約約款に定めるところによる。</p>	<p style="text-align: center;">新設</p>	
<p>附則 本規程は、2017年4月1日から施行するものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>附則 本規程は、平成28年2月29日から施行する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>附則 (実施日) 本規程は、平成 28 年 2 月 29 日より施行する。</p>	